

用語の説明

住宅（じゅうたく）

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる（一つ以上の居住室、専用の炊事用流し（台所）、専用のトイレ及び専用の出入口があるという四つの設備要件を満たしている。）ように建築又は改造されたものをいう。

四つの要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

一戸建（いっこだて）

一つの建物が1住宅であるもの。

長屋建（ながやだて）

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。

共同住宅（きょうどうじゅうたく）

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

持ち家（もちいえ）

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。

なお、住宅・土地統計調査では、最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。

また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

都市再生機構（UR）・公社の借家（としさいせいきこう・こうしゃのしゃくや）

「都市再生機構（UR）」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有または管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

給与住宅（きゅうよじゅうたく）

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）。

この場合、家賃の支払いの有無を問わない。

非木造（ひもくぞう）

建物の構造が、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造又は、その他（例えばブロック造、レンガ造など）のものをいう。

居住室（きょじゅうしつ）

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めない。

なお、住宅・土地統計調査では、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室とした。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

会社でない団体（かいしゃでないだんたい）

会社でない法人（森林組合、財団・社団法人、水害予防組合など）及び法人でない団体（学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）。

居住専用準住宅（きょじゅうせんようじゅんじゅうたく）

専ら居住の用に供せられる建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。